外来化学療法室における急変時対応の指針

2026 年 9 月

当院の外来化学療法において，副作用等による急変が発生した場合の対応および対応体制について，以下のとおり定める．

① 本指針の策定，改訂について

本指針は，がん化学療法検討委員会において策定する．改訂についても，同委員会の決定に基づき行う．

② 急変時の連絡体制

- 化学療法中は，通院治療室の担当看護師が定期的に患者の状態を観察し，体調の変化の有無を確認する．
- アレルギー反応や過敏症反応等を含む急変が発生した場合，担当看護師は薬剤の投与を直ちに中断し，担当医または当該診療科の医師に連絡する．また，患者の状態に応じて院内救急コールを要請する．対応にあたっては，院内医療安全マニュアルの「2．院内救急コールについて」および「20．アナフィラキシーの対応」を参照する．

③ 24 時間対応について

- 緊急時の電話等での相談について
 日中は当該診療科，夜間・土日祝日は救急外来の看護師を相談窓口とし，24 時間対応できる体制を整備する．夜間・休日の対応フローについては，院内がん化学療法マニュアルの「通院治療室利用患者の夜間・休日の対応について」に準じる．

- 緊急時の入院対応について
 患者に急な体調変化等が生じ，入院が必要と判断された場合には，当院で受け入れ，必要に応じて入院できる体制を整備する．

④ がん化学療法レジメンについて

- 当院で実施する化学療法は，化学療法検討委員会による審査・承認を経て登録されたレジメンに基づき実施する．
- 当院で実施する化学療法のレジメンは，当院ホームページに掲載し，公開する．
- 化学療法検討委員会は，化学療法に携わる医師，看護師，薬剤師，栄養士等で構成し，治療内容を精査したうえで，評価・承認を行う．

栗原中央病院 化学療法検討委員会